県民の安全安心を守る地域警察活動

令和7年11月号 広報

児童虐待?



と思ったら、迷わず通報を!

児童虐待とは…

- 1 身体的虐待
- 2 性的虐待
- 3 怠慢・拒否(ネグレクト)
- 4 心理的虐待

の4つの行為をいいます。

- ◆ 発見のポイント
 - ◎ 不自然な怪我がある
 - ◎ 季節にそぐわない服装、薄 汚れた服装をしている
 - ◎ 子供の泣き声や叱る声など が頻繁に聞こえる

児童相談所 全国共通 ダイヤル



(お住いの地域の児童相談所につながります)

薄暮時間帯の 交通事故防止

- ☆ ゆとりを持った運転を心掛けましょう。
- ☆ 夕暮れ時は午後4時に前照灯 を点灯させましょう。
- ☆ 暗い道ではハイビームを効果 的に使用しましょう。

悲惨な交通事故 を発生させない ために



指名手配被疑者の発見にご協力を!!

指名手配被疑者の発見・検挙 には、県民皆さんのご協力が不

可欠です。

どんな情報で も結構です。

東入間警察署 又は交番までご 連絡ください。







依然と多い!

確認・相談する前に 現金を 振り込まない! 渡さない!



東入間警察署 三芳交番 258-4402

◆特殊詐欺被害状況

東入間警察署管内 94件 被害金額 約2億1270万円 (令和7年9月末暫定値)

東入間警察署管内事件件数

6件

ひったくり・・2件、オートバイ盗・・16件

空き巣・・・42件、自転車盗・・・360件

忍込み・・・29件、車上ねらい・・・37件

自動車盗・・16件

令和7年9月末暫定値

あなたの自転車が狙われています!《2重ロックで自転車盗難を防ごう!》